

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	17-1
許認可等の種類	調理師養成施設の指定			
根拠法令条例等・条項	調理師法第3条第1号、調理師法施行規則第5条			
許認可等の概要	調理師養成施設の指定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	調理師法施行規則第6条による他、別紙に掲げる調理師養成施設の指定に関する事務処理要領に定める基準による。			
基準の制定根拠	調理師法施行規則第6条、調理師養成施設指導ガイドラインについて(平成27年3月31日付け健発0331第57厚生労働省健康局長通知)			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	—			